

商業登記・法人登記入門

第4話「株式の譲渡制限」について
司法書士 林 清忠

TEL:0568-35-7161
FAX:0568-35-7162

さらに、注意しなければならないのは、下記の場合などには、当該株式の譲渡が承認したものとみなされてしまいます。(会社法第145条、会社法施行規則第25条、第26条等参照)

I 株式会社が承認請求の日から2週間以内に、どのようにするのかの決定通知をしない場合(承認請求を無視したら、承認したことになってしまいます。)

II 会社自身が買い取る決定をした場合、当該通知の日から40日以内に1株当たりの純資産額に対象株式数を乗じた金額を供託し、請求者に通知しない場合

III その他法務省令で定める場合

以上のことから、誰を株主にするのか？

特に新しい会社を共同出資で設立する場合には、誰が、どの割合で出資するのか？ を慎重に考慮する必要があります。

商業登記・法人登記の手続については、お気軽にご相談ください。

今回は「会社設立の類似商号」についてお話しします。

同族企業 (上) 同族企業の経営 四つのルール

独自のルール

アメリカをはじめとする先進国において、企業の大半は同族が所有し、経営している。しかも同族経営は、中小企業に限定されない、世界最大級の企業もある。

同族企業と他の企業のあいだに、研究開発、マーケティング、経理などの仕事で違いがあるわけではない。しかし「マネジメント」に関しては、同族企業は独自のルールを必要とする。そして、そのルールは厳しく守らなければならない。さもなければ同族企業は生き残ることができず、ましてや繁栄などおぼつかない。

第一のルール

一族以外の者と比べて同等の能力を持ち、少なくとも同等以上に勤勉に働く者でない限り、同族企業で働かせてはならない。

第二のルール

一族の者が何人いようと、また彼らがいかに有能であろうと、トップ・マネジメントのポストの一つには、必ず一族外の者を当てなければならぬ。

第三のルール

同族企業は、まったくの中小企業を除き、重要な地位に一族外の専門家を必要とする。

第四のルール

同族企業は継承の決定を迫られるはるか前、できれば一族の各メンバーが継承者について自分の考えをもつようになる前に、適切な仲裁人を外部に見つけておかなければならない。

四つのルールの根底にある理念

リーバイ・ストラウス、デュポン、ロスチャイルドのように、六代、七代と続く同族企業は稀である。四代目に入ると例えきわめて少ない。今日最大の同族企業であるイタリアのフィアットは、現在六十代から七十代という(執筆時は一九九四年)、アリエリ家の三代目たちが経営している。したがって、今から二十年后においてもなお、フィアットが同族企業であると考えられる者は同社にほんごんどいない。業績の良い同族企業の四代目ともなれば資産もある。優秀な人物は、同族企業に身を捧げるよりは自分のキャリアや興味を追求しようとする。また四代目ともなれば、一族の数も増え、株式も分散している。四代目の一族にとって、株式はもはや所有権ではなく、投資にすぎなくなっている。そして、資産のすべてを同族企業という一つの籠の中に入れておくよりは投資先を分散しようとする。すなわち、同族企業の身売りや株式公開を好むようになる。

しかし、二代目や三代目にとっては、普通、同族企業を維持していくことが重要である。その同族企業そのものが、身売りや株式公開ができるほど成長していないことも多い。そのような段階では、円滑な同族による継承が社会の利益にもかなう。

今日、経済成長のダイナミクスは、巨大企業から中堅企業へと移行しつつある。そして、中堅企業の多くが同族企業である。したがって社会にとって、同族企業を支援し、その継承を容易にすることが、起業家精神の観点からも重要である。

しかしこれまで、創業者の世代を生き残れる同族企業さえ、例外的な存在だった。ましてや、三代目にといたるも繁栄しているものは、きわめて稀である。

今日、前述の四つのルールを守っている同族企業はあまりに少ない。いわんや、それら四つのルールの根底にある理念を理解している同族企業はほとんどない。その理念とは同族企業にせよ、それを所有する一族にせよ、一族が同族企業に奉仕するときにのみ生き残り、繁栄することができるということである。一族に奉仕すべく経営したのでは、同族企業も、一族も、生き残り繁栄することはできない。

「同族企業」という言葉のなかで鍵となるのは、「同族」のほうではない。「企業」のほうである。p・F・ドロッパ「未来への決断」ダイヤモンド社刊より

図で考える人は仕事ができる

久恒 啓一 著
日本経済新聞社 刊

図にすれば、何でもよくわかる！ これからは「図解思考」でいこう。

(p58) 図解とは情報のデザイン

概念的なものであれ、具体的なものであれ関係のあるものはすべて図解できると言えます。世の中に存在するものは、なんらかの関係でつながっている。そのつながりを考えるのが、図解という思考法です。

そして「関係を考える」ということは、人間の思考活動のあらゆる分野で行われていることなのです。

たとえば、「数字で物ごとの関係をかんがえる」学問は数学で、「天体相互の関係を考える」なら天文学です。「人と物とお金の関係を考える」なら経済学で、「人と人、人と社会の関係を法律によって考える」のが法律学です。さらに「自分と世界や宇宙の関係を考える」のが哲学であり、「神との関係を考える」のが言い方もできるでしょう宗教である、という言い方もできるでしょう。

森羅万象が関係で成り立っている。関係のない物にすら「関係がない」という関係があります。それだけに、図解の応用範囲はきわめて広いものがあります。人間の思考活動一切を横断する技術だと言えるでしょう。

仕事も関係でとらえることができます。仕事の場合、現在の関係を考えることが「現状理解」であり、それをもとに新しい関係を作り出すのが「企画」であり、さらに自分が新しく発見した関係を伝える「伝達」です。

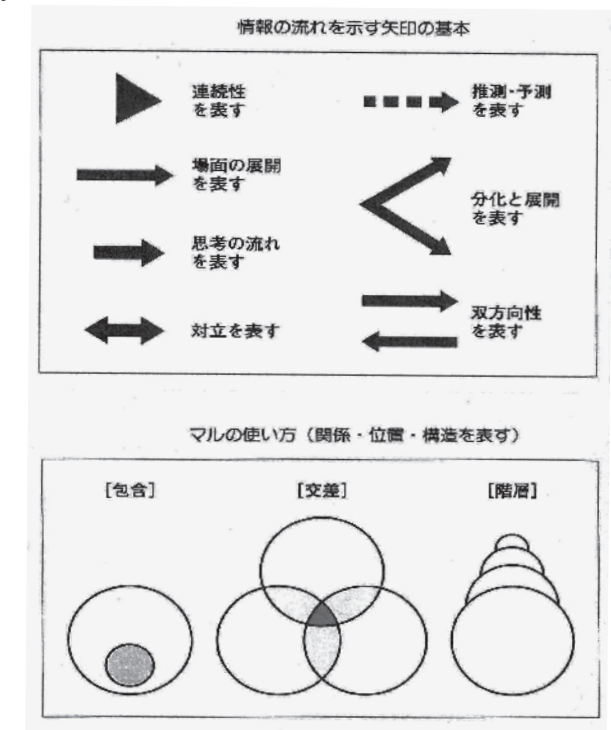
図解とは情報のデザインです。そして図を描いているときは、情報のデザイナーになっているのです。

デザイン (design) をドイツ語の語源で考えると、「de」が「存在から打ち消す、離れる」で、「sein」が「ある、存在する」ですから、現状に合わなくなったものを白紙に戻してもう一度組み立て直す、といった意味になります。実情に合わないものを大胆にリストラクチャリングしていく行為だと言えるでしょう。

普段、あまり意識していませんが、情報とは私たちの社会や生活を構成している重要な「素材」です。情報によって社会は動き、生活は成り立っていきます。私たちの豊かさは、「情報」という素材をどう組み立てるかにかかっていると言える

でしょう。情報をデザインするということは、金属やプラスチックを使って機械や建築物を作るのと同様、一種の工学とすら言えます。そしてペンがあれば、身の回りから社会のことまで、今自分が立っている地点から考えることができます。まさに図解こそは、新たな価値を創造する「情報エンジニアリング (工学)」の強力なツールです。

「理解」「思考 (創造)」「伝達」つまり、理解力が高まり幅広い教養が身につく→それをもとに、より豊かな知的価値を創造する→さらにその価値を多くの人と共有し深めていく、そんな幸福なサイクルの原動力になることを、私は図解コミュニケーションに期待しているので



中小企業経営に活かす知的資産の活用 第11回 事業計画書と知的資産経営報告書の違い

アステル行政書士事務所 代表：丹所 美紀
TEL：052-325-7160
FAX：052-325-7162
E-mail：astel@mbn.nifty.com

こんにちは。行政書士の丹所 (たんしょ) です。今回は、信頼される知的資産経営報告書についてお話をさせていただきました。今回は事業計画書と知的資産経営報告書の違いについてお話しさせていただきます。

事業計画書には、会社概要、製品サービス、市場分析、売上目標、資金計画などを記載し、主に融資を受けたり補助金などを申請したりする際に作成します。これに対して知的資産経営報告書には、会社概要、製品サービス、決算分析を踏まえた上での会社の強み (決算書の数字には表れにくい隠れた強みを含む)などを記載しますが、知的資産経営報告書の用途は様々です。そのため、知的資産経営報告書は対象者と開示目的に合わせた情報を記載し、場合によって表現方法も変えていきます。

では事業計画書と知的資産経営報告書の違いはどのような点でしょうか？内容と外見とで比べてみたいと思います。例えば、融資を受けたり、会社内の強みを整理して中長期計画を立てたりするために知的資産経営報告書を作成するならば、事業計画書の記載内容と極めて近いものになります。これに対して、例えば、就職活動中の人に対して会社のPRをするために知的資産経営報告書を作成するのであれば、事業計画書と比べて市場分析や資金計画などに関する記述が少なくなり、組織内の強みに関する記述が多くなります。このように、両者を内容で比較すると、知的資産経営報告書の使い次第で事業計画書との違いの有無が変わってきます。

一方、事業計画書と知的資産経営報告書は見やすさ、読みやすさの点で異なります。一般的に事業計画書は文章や表で構成されており、堅いイメージの書類です。これに対して知的資産経営報告書は、文章、表のほか写真、図式なども多く使用しています。そのため、業界を知らない人でも気軽に手に取って見ることができるよう工夫がなされているのです。事業計画書と異なり、目に見えにくい会社の強みをわかりやすく伝えられる知的資産経営報告書は、社員教育、求人、融資、経営計画立案、事業承継など様々な用途に合わせて作成することができる点で優れていると考えます。

いかがでしょうか？少しでも多くの方に知的資産経営報告書という存在を知っていただき、必要な際に思い出していただければ幸いです。次回以降、知的資産経営から少し離れて、事業計画の立て方についてお話をさせていただきます。ご精読ありがとうございました。